

1 令和2年度適用の税率

(令和2年4月1日現在)

税 目	税 率	納 期
個人県民税	<p>1 均等割 年額2,500円 (森林湖沼環境税分1,000円及び東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含む。)</p> <p>2 所得割 課税総所得金額 課税退職所得金額 課税山林所得金額 の合計額 $\frac{4}{100}$</p> <p>【参考】個人市町村民税 均等割 年額3,500円 所得割 $\frac{6}{100}$</p>	<p>1 特別徴収 (1) 給与所得者 6月から翌年の5月まで毎月 (2) 公的年金所得者 4月, 6月, 8月, 10月, 12月及び翌年の2月まで年6回</p> <p>2 普通徴収 6月, 8月, 10月及び翌年の1月の年4回(市町村民税と同じ。)</p>
法人県民税	<p>1 均等割(森林湖沼環境税分10%含む。)</p> <p>(1) 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち同法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの。 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの 年額 22,000円</p> <p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの 年額 55,000円</p> <p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額 143,000円</p> <p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの 年額 594,000円</p> <p>(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの 年額 880,000円</p> <p>2 法人税割 平成8年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 ・資本金等の額が1億円を超える法人, 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社で純資産額が1億円を超える法人 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>・上記以外の法人 $\frac{1.0}{100}$</p>	<p>申告納付 地方税法第53条の規定による申告書の提出期限</p>
県民税利子割	<p>支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$</p>	<p>支払を受けた翌月10日まで</p>

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
な し	な し
<p>次の各号の一に該当するもののうち、特に必要と認めるものに対し減免する。</p> <p>1 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）</p> <p>2 防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p>	な し
な し	な し

税 目	税 率	納 期
県 民 税 配 当 割	支払を受ける一定の上場株式等の配当等の額の $\frac{5}{100}$	支払を受けた翌月10日まで ただし、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）にかかる配当等については翌年1月10日まで
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡所得等の額の $\frac{5}{100}$	支払を受けた翌年1月10日まで
個 人 事 業 税	<p>1 第一種事業を行う個人 所得の $\frac{5}{100}$</p> <p>2 第二種事業を行う個人 所得の $\frac{4}{100}$</p> <p>3 第三種事業のうち法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得の $\frac{3}{100}$</p> <p>4 上記以外の第三種事業を行う個人 所得の $\frac{5}{100}$</p>	<p>第1期 8月21日から同月31日まで</p> <p>第2期 11月21日から同月30日まで</p>
法 人 事 業 税	<p>1 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 (1)ガス供給業及び保険業を行う法人 各事業年度の収入金額の $\frac{1.0}{100}$</p> <p>(2) 電気供給業を行う法人 ア 送電事業を行う法人 各事業年度の収入金額の $\frac{1.0}{100}$</p> <p>イ 発電・小売を行う法人 (7)資本金1億円以下の法人 ①収入割 収入金額の $\frac{0.75}{100}$</p> <p>②所得割 所得金額の $\frac{1.85}{100}$</p> <p>(4)資本金1億円超の法人 ①収入割 収入金額の $\frac{0.75}{100}$</p> <p>②付加価値割 付加価値額の $\frac{0.37}{100}$</p> <p>③資本割 資本金等の額の $\frac{0.15}{100}$</p>	<p>申告納付</p> <p>1 法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から2月以内</p> <p>2 法第72条の25第3項又は法第72条の28第2項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から3月以内</p> <p>3 法第72条の25第5項又は法第72条の28第2項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から4月以内</p> <p>4 法第72条の26第1項の規定を適用を受ける法人 各事業年度又は各計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内</p> <p>5 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から2月以内</p>

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
な し	な し
な し	な し
<p>1 震災, 風水害, 落雷, 火災, その他これらに類する災害を受けたことによりその納付すべき事業税の全部又は一部を納付することができない旨の申請があつて, これを認めた場合にその納付できないことを認めた税額を減免することができる。</p> <p>2 次の各号の一に該当する者のうち特に必要があると認めるもの(ただし年所得310万円以下。)又は生活保護法の規定により生活扶助を受ける者に限り全部又は2分の1を減免する。</p> <p>(1) 身体障害者(地方税法施行令第7条に規定する者のうち身体に障害がある者であつて, その障害の症状が固定し又は回復の見込みのないものをいう。)</p> <p>(2) 寡婦(夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者(地方税法施行令第7条の2第1項の各号の一に該当する者の妻)をいう。)</p> <p>(3) 老年者(当該年の前年の12月31日において年齢65歳以上の者をいう。)</p>	<p>一事業者につき年間の事業の所得から290万円を控除する。</p>
な し	な し

税 目	税 率	納 期
	<p>2 その他の事業を行う法人</p> <p>(1) 特別法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.5}{100}$ ・各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の $\frac{4.9}{100}$ <p>(2) その他の法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.5}{100}$ ・各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の $\frac{5.3}{100}$ ・各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{7.0}{100}$ <p>(3) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の行う事業に対する税率は、特別法人にあっては各事業年度の所得及び清算所得の $\frac{4.9}{100}$</p> <p>その他の法人にあっては各事業年度の所得及び清算所得の $\frac{7.0}{100}$</p> <p>(4) 資本金1億円超の法人</p> <p>①付加価値割 付加価値額の $\frac{1.2}{100}$</p> <p>②資本割 資本金等の額の $\frac{0.5}{100}$</p> <p>③所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{0.4}{100}$ ・各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の $\frac{0.7}{100}$ ・各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{1.0}{100}$ ・3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、各事業年度の所得の $\frac{1.0}{100}$ <p>※ 平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常どおりの所得課税</p>	

条例で定める免税事項	免税点

税 目	税 率	納 期																								
地方消費税	消費税額の22/78 (消費税率換算で2.2%)	消費税と同月 (税務署, 税関に消費税と併せて申告・納付)																								
不動産取得税	<p>不動産の価格の</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center;">$\frac{3}{100}$</td> <td>(土地又は住宅の取得)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$\frac{4}{100}$</td> <td>(住宅以外の家屋の取得)</td> </tr> </table> <p>*平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した場合の税率は3/100となる。</p> <p>*平成18年4月1日から平成20年3月31日までに住宅以外の家屋を取得した場合の税率は3.5/100となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した日</th> <th>種類</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ H15. 3. 31</td> <td rowspan="2">4%</td> <td rowspan="2">3%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31</td> <td rowspan="2">3%</td> <td rowspan="2">3%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1 ～ R3. 3. 31</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	{	$\frac{3}{100}$	(土地又は住宅の取得)	$\frac{4}{100}$	(住宅以外の家屋の取得)	取得した日	種類	家屋		土地	住宅	住宅以外	～ H15. 3. 31	4%	3%	4%	H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31	3%	H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31	3%	3%	3.5%	H20. 4. 1 ～ R3. 3. 31	4%	知事が定める日
{	$\frac{3}{100}$		(土地又は住宅の取得)																							
	$\frac{4}{100}$	(住宅以外の家屋の取得)																								
取得した日	種類	家屋																								
	土地	住宅	住宅以外																							
～ H15. 3. 31	4%	3%	4%																							
H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31			3%																							
H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31	3%	3%	3.5%																							
H20. 4. 1 ～ R3. 3. 31			4%																							
県たばこ税	1,000本につき930円 ※ 令和2年10月1日以降 " 1,000円	当月分を翌月末日までに																								
ゴルフ場利用税	<p>ゴルフ場ごとに等級により定額課税する。 等級については次のとおり</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1級</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>950円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>900円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>800円</td></tr> <tr><td>7級</td><td>750円</td></tr> <tr><td>8級</td><td>650円</td></tr> <tr><td>9級</td><td>600円</td></tr> <tr><td>10級</td><td>550円</td></tr> <tr><td>11級</td><td>450円</td></tr> <tr><td>12級</td><td>400円</td></tr> </table>	1級	1,200円	2級	1,100円	3級	1,050円	4級	950円	5級	900円	6級	800円	7級	750円	8級	650円	9級	600円	10級	550円	11級	450円	12級	400円	<p>当月分を翌月15日までに ただし, ゴルフ場の利用を終了し, 又は ゴルフ場の経営を廃止した場合において は, その終了し, 又は廃止した日から5日 以内</p>
1級	1,200円																									
2級	1,100円																									
3級	1,050円																									
4級	950円																									
5級	900円																									
6級	800円																									
7級	750円																									
8級	650円																									
9級	600円																									
10級	550円																									
11級	450円																									
12級	400円																									

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
な し	な し
<p>1 次の各号の一に該当する不動産の取得に対しては課税しない。</p> <p>(1) 土地改良法による農地の交換分合による取得と同様の事情と条件による取得</p> <p>(2) 土地収用法による替地の取得と同様の事情と条件による取得</p> <p>(3) 公益財団法人茨城県開発公社又は地方公共団体が主たる設立者となって設立した公益社団法人若しくは公益財団法人で知事の指定するものが、その事業のために行う不動産の取得</p> <p>(4) 土地開発公社又は地方道路公社が、その業務のために行う不動産の取得</p> <p>2 次の各号の一に該当するものが申請書を提出した場合は、減免する。</p> <p>(1) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わると認められる不動産の取得又は特別の事情がある場合において、知事が不動産取得税の減免を必要と認める者の不動産の取得</p> <p>(2) 地方公共団体、条例第41条の2第3号で定める開発公社等又は土地開発公社に対して工場誘致又は住宅建設のための団地を造成するため不動産を譲渡し、又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受ける者がそれに代わるものと認められる不動産を取得した場合において、知事が必要と認めるとき</p> <p>(3) 地方公共団体、開発公社等又は土地開発公社のあっせんにより規則で定める企業者に不動産を譲渡し、それに代わるものと認められる不動産を取得した場合において、知事が必要と認めるとき</p>	<p>土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合</p>
<p>卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。</p> <p>(1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（法第74条の6第1項第1号に規定する輸出業者をいう。）に対する売渡し</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で施行規則第8条の3で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（法第74条の6第1項第2号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し</p> <p>(3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄</p> <p>(4) 既にたばこ税を課された製造たばこ（第74条の14第1項又は第2項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等</p>	な し
な し	な し

税 目	税 率	納 期
自 動 車 税	別表のとおり	<p>5月10日から同月31日まで</p> <p>*証紙徴収分（賦課期日（4月1日午前零時）後に自動車の新規登録の申請があった場合）については、登録の申請をした際に申告納付</p>
自 動 車 税 （ 種 別 割 ）	別表のとおり	<p>5月10日から同月31日まで</p> <p>*証紙徴収分（賦課期日（4月1日午前零時）後に自動車の新規登録の申請があった場合）については、登録の申請をした際に申告納付</p>

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
<p>1 次の各号の一に該当する自動車（第2号から第5号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては自動車税を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次の各号に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合には、当該自動車の所有者に課するものとする。</p> <p>(1) 商品であって使用しない自動車 (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車 (3) 学校（学校教育法第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法第64条第4項の法人の設置する学校をいう。）において、専らかつ直接に教育又は保育の用に供する自動車 (4) 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車 (5) 前各号に掲げるものを除く外、専らかつ直接に公用又は公共の用に使用する自動車に課税することが適当でないもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの（第3号に該当する自動車の場合にあっては1人の障害者につき自家用のもの1台に限る。）に対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、自動車税（第1号に該当する自動車の場合にあっては、同号の災害を受けた日の属する年度分の自動車税に限る。）を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害（以下「災害」という。）により、その所有する自動車について損害を受けた場合において、当該災害を受けた自動車を修繕した後継続して運行の用に供するもの (2) 社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が所有し、専ら当該法人の業務の用に供する自動車 (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者（以下「障害者」という。）又は障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの (4) 構造上障害者等の利用に専ら供する自動車（前号に掲げるものを除く。） (5) 国土交通大臣が作成した計画に基づき知事が交付する補助金を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車</p>	<p>な し</p>
<p>1 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車（救急自動車を除く）であって知事の承認を受けたものに対しては、自動車税を課さない。</p> <p>2 次の各号の一に該当する自動車（第2号から第4号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては種別割を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次の各号に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合には、当該自動車の所有者に課するものとする。</p> <p>(1) 商品であって使用しない自動車 (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車 (3) 学校（学校教育法第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法第64条第4項の法人の設置する学校をいう。）において、専らかつ直接に教育又は保育の用に供する自動車 (4) 前各号に掲げるものを除く外、専らかつ直接に公用又は公共の用に使用する自動車に課税することが適当でないもの</p>	<p>な し</p>

税 目	税 率	納 期
自動車税 (環境性能割)	<p>燃費性能に応じて以下のとおり</p> <p>1 自家用自動車 $\frac{3}{100}$ から非課税まで</p> <p>2 営業用自動車 $\frac{2}{100}$ から非課税まで</p> <p>(注1) 営業用自動車については、当分の間の措置</p> <p>(注2) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車については、税率が100分の1軽減される。</p> <p>(注3) 先進安全設備を備えた自動車、一定の構造をもつ自動車は、取得価額が軽減される。</p> <p>○ASV(先進安全自動車)特例 衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置・車線逸脱警報装置を備えたバス・トラック等(新車のみ)に対して、取得価額から一定額を控除。</p> <p>○バリアフリー特例 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー(いずれも新車のみ)に対して、取得価額から一定額を控除。</p>	自動車の登録・届出時に申告納付

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
<p>3 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの（第3号に該当する自動車の場合にあつては1人の障害者につき自家用のもの1台に限る。）に対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、種別割（第1号に該当する自動車の場合にあつては、同号の災害を受けた日の属する年度分の種別割に限る。）を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害（以下「災害」という。）により、その所有する自動車について損害を受けた場合において、当該災害を受けた自動車を修繕した後継続して運行の用に供するもの</p> <p>(2) 社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が所有し、専ら当該法人の業務の用に供する自動車</p> <p>(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者（以下「障害者」という。）又は障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの</p> <p>(4) 構造上障害者等の利用に専ら供する自動車（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 国土交通大臣が作成した計画に基づき知事が交付する補助金を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車</p>	
<p>1 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車(救急自動車を除く。)であつて知事の承認を受けたものに対しては、自動車税を課さない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるものに対しては、当該自動車に対する環境性能割の納税義務者の申請により、環境性能割を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊した被災自動車等について、当該被災自動車等の所有者が、被災した日から6月以内に取得した当該被災自動車等に代わるものと知事が認める自動車</p> <p>(2) 障害者又は障害者と生計を一にする者が取得した自家用の自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの</p> <p>(3) 構造上障害者の利用に専ら供する自動車</p> <p>(4) 医療法第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車</p>	<p>取得価額が50万円以下</p>

税 目	税 率	納 期
自動車取得税	<p>1 軽自動車及び営業用自動車 $\frac{2}{100}$</p> <p>2 軽自動車以外の自家用自動車 $\frac{3}{100}$</p> <p>(注1) 軽自動車及び営業用自動車については、当分の間の措置</p> <p>(注2) 排出ガス、燃費等の各種基準を満たす自動車や、先進安全設備を備えた自動車、一定の構造をもつ自動車は、税率等が軽減される。</p> <p>○エコカー減税 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車（新車のみ）に対して、それらの性能に応じて、税率を軽減。</p> <p>○中古車特例 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車（新車以外）に対して、それらの性能に応じて、取得価額から一定額を控除。</p> <p>○ASV（先進安全自動車）特例 衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置・車線逸脱警報装置を備えたバス・トラック等（新車のみ）に対して、取得価額から一定額を控除。</p> <p>○バリアフリー特例 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー（いずれも新車のみ）に対して、取得価額から一定額を控除。</p>	自動車の登録・届出時に申告納付
軽油引取税	軽油1キロリットルにつき 32,100円	当月分を翌月末日までに
鉱区税	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 ・試掘鉱区 面積100アールごとに年額200円 ・採掘鉱区 面積100アールごとに年額400円</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに年額200円</p> <p>3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする 鉱業権の鉱区 1に規定する税率の3分の2</p> <p>4 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床 に存するもの 河床の延長1,000メートルごとに年額600円</p>	5月21日から同月31日まで

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
<p>次の各号の一に該当する自動車の取得で、知事が必要があると認めるものに対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、自動車取得税を減免する。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定するの公的医療機関の救急自動車若しくはへき地巡回診療の用に供する自動車又は日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得</p> <p>(2) 障害者又は障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事が必要と認める者が運転する当該障害者又は当該障害者と生計を一にする者の自動車の取得</p> <p>(3) 構造上障害者の利用に専ら供する自動車の取得（前号に掲げるものを除く。） 護法の規定により生活扶助を受けているものが必要と認める自動車の取得</p>	<p>取得価額が50万円以下</p>
<p>1 次の各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条の11第3項の規定による知事の承認があった場合に限り軽油引取税を課さない。</p> <p>(1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの</p> <p>(2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り</p> <p>2 法第144条の6に掲げる軽油の引取りに対しては第60条の15第4項の規定による免税証の交付があった場合又は法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。</p>	<p>な し</p>
<p>な し</p>	<p>な し</p>

税 目	税 率	納 期
狩 猟 税	<p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 2に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを 要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に 規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する 扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従 事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受 ける者で、4に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受 ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付 することを要しないもののうち、地方税法第23条第 1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号 に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又 は林業に従事している者を除く。）以外の者及び第 二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措 置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員については課税 免除 ※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規 定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者 の登録が令和6年3月31日までにに行われた場合は課税免除 ※狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に鳥獣の 許可捕獲等を行った者については、狩猟者の登録が令和6 年3月31日までにに行われた場合は上記の2分の1の税額</p>	<p>狩猟者の登録を受ける日 (証紙徴収)</p> <p>不足税額を徴収する場合には、知 事が定める日 (普通徴収)</p>
固 定 資 産 税	<p>大規模償却資産の価格のうち市町村が課することが できる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える 部分の金額の $\frac{1.4}{100}$</p>	<p>第1期 4月21日から同月30日まで 第2期 7月21日から同月31日まで 第3期 12月16日から同月25日まで 第4期 翌年2月21日から同月末日まで</p>
核燃料等取扱税	<p>1 設置している原子炉の熱出力 1,000キロワットにつき 30,500円</p> <p>2 原子炉に挿入された核燃料の価額の $\frac{8.5}{100}$</p> <p>3 再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る 原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 60,100円</p> <p>4 再処理施設において保管する使用済燃料に係る原 子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,500円</p> <p>5 再処理施設において保管する高放射性廃液の数量 1立方メートルにつき 1,594,000円</p> <p>6 再処理施設において保管するガラス固化体に係る 容器の数量 1本につき 1,219,000円</p> <p>7 原子力施設において保管する分離プルトニウムに 含まれるプルトニウムの重量 1キログラムにつき 5,100円</p> <p>8 原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器 に封入等したときの当該容器の容量 1立方メートルにつき 106,000円</p> <p>9 原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る 容器の容量 1立方メートルにつき 5,100円</p>	<p>1, 3~6, 8, 9にあっては課税期間の末日 から起算して3月を経過する日の属する月の 末日までに申告納付 2にあっては、原則として核燃料を挿入し た日から起算して3月を経過する日の属する 月の末日までに申告納付 7にあっては課税期間の末日から起算して 7月を経過する日の属する月の末日までに申 告納付</p>

条 例 で 定 め る 免 税 事 項	免 税 点
<p>次の各号の一に該当する者に対しては、狩猟税を減免する。</p> <p>1 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で生活保護法の規定により生活扶助を受けているもの</p> <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、その資産について前年の狩猟者の登録を受けた日から当該年の登録を受ける日の前日までの間において震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けたことにより狩猟税を納付することができないと認められるもの</p>	<p>な し</p>
<p>な し</p>	<p>な し</p>
<p>1 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となる重量が1キログラム未満の場合</p> <p>2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となる容量が1立方メートル未満の場合</p> <p>3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となる容量が5立方メートル未満の場合</p>	<p>な し</p>

(別表)

自動車税(種別割) 税率表

課税標準		税率 1台につき年額 円		
乗用車	営業用	ロータリー車・電気自動車 総排気量1.0ℓ以下	7,500	
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	8,500	
		1.5ℓ超2.0ℓ以下	9,500	
		2.0ℓ超2.5ℓ以下	13,800	
		2.5ℓ超3.0ℓ以下	15,700	
		3.0ℓ超3.5ℓ以下	17,900	
		3.5ℓ超4.0ℓ以下	20,500	
		4.0ℓ超4.5ℓ以下	23,600	
		4.5ℓ超6.0ℓ以下	27,200	
		6.0ℓを超えるもの	40,700	
		ロータリー車	1.0ℓ超1.5ℓ以下	8,500
		1.5ℓ超2.0ℓ以下	9,500	
	2.5ℓ超3.0ℓ以下	15,700		
	電気自動車		7,500	
	自家用(旧税率)	ロータリー車・電気自動車 総排気量1.0ℓ以下	29,500	
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500	
		1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500	
		2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000	
		2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000	
		3.0ℓ超3.5ℓ以下	58,000	
		3.5ℓ超4.0ℓ以下	66,500	
		4.0ℓ超4.5ℓ以下	76,500	
		4.5ℓ超6.0ℓ以下	88,000	
		6.0ℓを超えるもの	111,000	
ロータリー車		1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500	
1.5ℓ超2.0ℓ以下		39,500		
2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000			
電気自動車		29,500		
自家用(新税率)	ロータリー車・電気自動車 総排気量1.0ℓ以下	25,000		
	1.0ℓ超1.5ℓ以下	30,500		
	1.5ℓ超2.0ℓ以下	36,000		
	2.0ℓ超2.5ℓ以下	43,500		
	2.5ℓ超3.0ℓ以下	50,000		
	3.0ℓ超3.5ℓ以下	57,000		
	3.5ℓ超4.0ℓ以下	65,500		
	4.0ℓ超4.5ℓ以下	75,500		
	4.5ℓ超6.0ℓ以下	87,000		
	6.0ℓを超えるもの	110,000		
	ロータリー車	1.0ℓ超1.5ℓ以下	30,500	
	1.5ℓ超2.0ℓ以下	36,000		
2.5ℓ超3.0ℓ以下	50,000			
電気自動車		25,000		
トラック用	最大積載量が1トン以下	6,500		
	" 1トン超2トン以下	9,000		
	" 2トン超3トン以下	12,000		
	" 3トン超4トン以下	15,000		
	" 4トン超5トン以下	18,500		
	" 5トン超6トン以下	22,000		
	" 6トン超7トン以下	25,500		
	" 7トン超8トン以下	29,500		
	" 8トンを超えるもの	4,700円を 29,500円に1トンを超えるごとに 加算した額		
	小型けん引車	7,500		
普通けん引車	15,100			

課税標準		税率 1台につき年額 円	
乗用車	営業用	1 トン以下 総排気量1.0ℓ以下	10,200
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	11,200
		1.5ℓを超えるもの	12,800
		電気自動車	10,200
		2 トン以下 総排気量1.0ℓ以下	12,700
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	13,700
		1.5ℓを超えるもの	15,300
		電気自動車	12,700
		3 トン以下 総排気量1.0ℓ以下	15,700
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	16,700
		1.5ℓを超えるもの	18,300
		電気自動車	15,700
	4 トン以下 総排気量1.0ℓ以下	18,700	
	1.0ℓ超1.5ℓ以下	19,700	
	1.5ℓを超えるもの	21,300	
	電気自動車	18,700	
	最大乗車定員4人以上	総排気量1.0ℓ以下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に3,700円を加算した額
	4 トンを超えるもの	1.0ℓ超1.5ℓ以下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に4,700円を加算した額
	1.5ℓを超えるもの		最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に6,300円を加算した額
	電気自動車		最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に3,700円を加算した額
	小型被けん引車		3,900
	普通被けん引車	最大積載量が8トン以下	7,500
		" 8トン超9トン以下	11,300
		" 9トン超10トン以下	15,100
" 10トン超11トン以下		18,900	
" 11トン超12トン以下		22,700	
" 12トン超13トン以下		26,500	
" 13トン超14トン以下		30,300	
" 14トン超15トン以下		34,100	
" 15トン超16トン以下		37,900	
" 16トン超17トン以下		41,700	
" 17トンを超えるもの		3,800円を 41,700円に1トンを超えるごとに 加算した額	
自家用		最大積載量が1トン以下	8,000
	" 1トン超2トン以下	11,500	
	" 2トン超3トン以下	16,000	
	" 3トン超4トン以下	20,500	
	" 4トン超5トン以下	25,500	
	" 5トン超6トン以下	30,000	
	" 6トン超7トン以下	35,000	
	" 7トン超8トン以下	40,500	
" 8トンを超えるもの	6,300円を 40,500円に1トンを超えるごとに 加算した額		
小型けん引車		10,200	
普通けん引車		20,600	

※標準税額のみ。自動車税のグリーン化に伴い、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率が低くなり

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率が高くなる。(おおむね15%の重課)

※ロータリー車については、単室容積×ローター数×1.5で得た数値を総排気量とする。

※新税率は、令和元年10月以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車のみ適用される。

課税標準		税率 1台につき年額	
ト 自 ラ 家 ツ 用 ク	最大乗車定員4人以上	1 トン以下 総排気量1.0ℓ以下 電気自動車	13,200
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	14,300
		1.5ℓを超えるもの	16,000
		2 トン以下 総排気量1.0ℓ以下 電気自動車	16,700
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	17,800
		1.5ℓを超えるもの	19,500
		3 トン以下 総排気量1.0ℓ以下 電気自動車	21,200
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	22,300
		1.5ℓを超えるもの	24,000
		4 トン以下 総排気量1.0ℓ以下 電気自動車	25,700
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	26,800
		1.5ℓを超えるもの	28,500
	4 トンを超えるもの	25,700	
	普通被けん引車	総排気量1.0ℓ以下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に5,200円を加算した額
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に6,300円を加算した額
		1.5ℓを超えるもの	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に8,000円を加算した額
		電気自動車	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に5,200円を加算した額
		小型被けん引車	5,300
		最大積載量が8トン以下	10,200
		8トン超9トン以下	15,300
9トン超10トン以下		20,400	
10トン超11トン以下		25,500	
11トン超12トン以下		30,600	
12トン超13トン以下		35,700	
13トン超14トン以下		40,800	
14トン超15トン以下	45,900		
15トン超16トン以下	51,000		
16トン超17トン以下	56,100		
17トンを超えるもの	5,100円を加算した額		
56,100円に1トンを超えるごとに			
バ 営 業 ス 用	乗車定員30人以下	12,000	
	30人超40人以下	14,500	
	40人超50人以下	17,500	
	50人超60人以下	20,000	
	60人超70人以下	22,500	
	70人超80人以下	25,500	
	80人を超えるもの	29,000	
	乗車定員30人以下	26,500	
	30人超40人以下	32,000	
	40人超50人以下	38,000	
	50人超60人以下	44,000	
	60人超70人以下	50,500	
70人超80人以下	57,000		
80人を超えるもの	64,000		

課税標準		税率 1台につき年額			
バ 自 家 ス 用	通園・通学用	乗車定員30人以下 30人超40人以下 40人超50人以下 50人超60人以下 60人超70人以下 70人超80人以下 80人を超えるもの	12,000 14,500 17,500 20,000 22,500 25,500 29,000		
	その他	乗車定員30人以下 30人超40人以下 40人超50人以下 50人超60人以下 60人超70人以下 70人超80人以下 80人を超えるもの	33,000 41,000 49,000 57,000 65,500 74,000 83,000		
	小型三輪	営業用 家用	4,500 6,000		
	特 自 家 用 動 車	営業用	霊きゆう車 乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの) トラックに類するもので最大積載量の定めがあるもの(形状によりトラックの税率を適用するもの) その他のもの	12,000 乗用車の欄に掲げる当該税率 トラックの欄に掲げる当該税率	
		自用(旧税率)	小型自動車	9,000	
			普通自動車	18,500	
		自用(新税率)	小型自動車	11,500	
			普通自動車	25,500	
		バ 自 家 ス 用	乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの)	教習車 その他	26,500 乗用車の欄に掲げる当該税率
			トラックに類するもので最大積載量の定めがあるもの(形状によりトラックの税率を適用するもの)	教習車 その他	16,700 トラックの欄に掲げる当該税率
			キャンピング車	総排気量1.0ℓ以下	23,600
				1.0ℓ超1.5ℓ以下	27,600
1.5ℓ超2.0ℓ以下				31,600	
2.0ℓ超2.5ℓ以下				36,000	
2.5ℓ超3.0ℓ以下				40,800	
3.0ℓ超3.5ℓ以下	46,400				
3.5ℓ超4.0ℓ以下	53,200				
4.0ℓ超4.5ℓ以下	61,200				
4.5ℓ超6.0ℓ以下	70,400				
6.0ℓを超えるもの	88,800				
乗用車	乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの)	教習車 その他	24,000 乗用車の欄に掲げる当該税率		
	キャンピング車	総排気量1.0ℓ以下	20,000		
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	24,400		
		1.5ℓ超2.0ℓ以下	28,800		
		2.0ℓ超2.5ℓ以下	34,800		
		2.5ℓ超3.0ℓ以下	40,000		
3.0ℓ超3.5ℓ以下	45,600				
3.5ℓ超4.0ℓ以下	52,400				
4.0ℓ超4.5ℓ以下	60,400				
4.5ℓ超6.0ℓ以下	69,600				
6.0ℓを超えるもの	88,000				

※新税率は、令和元年10月以降に初回新規登録を受けた自家用車のみ適用される。